

○国土交通省令第二十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和八年三月三十一日 建築基準法施行規則の一部を改正する省令 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（確認申請書の様式） 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一のい項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十三）項の（㉔）欄に掲げる道路に接し	改正後
（確認申請書の様式） 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一のい項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十三）項の（㉔）欄に掲げる道路に接し	改正前

国土交通大臣 金子 恭之

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一〇三 (略)

三の二 建築物等情報モデル(プログラムにより建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録をいう。)に記録された情報の内容を出しすることにより作成した図書を申請書の一部として提出する方法による確認の申請(以下「建築物等情報モデル図書申請」という。)を行う場合にあつては、当該図書が適切な方法により作成されていることを誓約する書面(以下「誓約書」という。)

四 (略)

一〇五 (略)

二・三 (略)

四 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇三 (略)

三の二 建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四 (略)

一〇二 (略)

五〇11 (略)

(建築物等に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇二 (略)

三 建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

(表 略)

二〇6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇二 (略)

三 建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

一〇三 (略)

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一〇三 (略)

(新設)

四 (略)

一〇五 (略)

二・三 (略)

四 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇三 (略)

(新設)

四 (略)

一〇二 (略)

五〇11 (略)

(建築物等に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇二 (略)

(新設)

(表 略)

二〇6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇二 (略)

(新設)

一〇三 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一、三 (略)

四 建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

(表 略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一、三 (略)

三、二 建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四 (略)

4、8 (略)

(準用)

第八條の二の二 第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第一条の三第一項第三号及び第三号の二、第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書通知

(国の機関の長等による建築設備に関する通知等)

第八條の二の五 第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条

第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一、三 (略)

(新設)

(表 略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一、三 (略)

(新設)

四 (略)

4、8 (略)

(準用)

第八條の二の二 第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書通知

(国の機関の長等による建築設備に関する通知等)

第八條の二の五 第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条

第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第二条の二第一項第二号(第三条の三第二項において準用する場合を含む。)	確認の申請	通知
第二条の二第一項第三号(第三条の三第二項において準用する場合を含む。)	建築物等情報モデル図 書申請	建築物等情報モデル図 書通知

2
(略)

(国の機関の長等による工作物に関する通知等)

第八条の二の六 第三条(第八項を除く。)、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第三条第一項第二号及び第二項第三号(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)	確認の申請	通知
第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第三号の二(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)	建築物等情報モデル図 書申請	建築物等情報モデル図 書通知

2
(略)

(手数料の額)

第十一条の二の三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合 申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額(法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円(電子申請による場合にあつては、一万九千五百円))

イ 法第二十条第一項第一号の認定、法第三十七条第二号の認定(コンクリート又は膜材料に係るものに限る。)、令第四百三十九条第一項第三号若しくは第四百号ロ(これらの規定を令第四百四十条第二項、令第四百四十一条第二項又は令第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。)の認定又は第四百四十四条第一項第一号ロ若しくはハ(2)の認定の場合 四万二百

(略)		
第二条の二第一項第二号(第三条の三第二項において準用する場合を含む。)	確認の申請	通知

2
(略)

(国の機関の長等による工作物に関する通知等)

第八条の二の六 第三条(第八項を除く。)、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第三条第一項第二号及び第二項第三号(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)	確認の申請	通知

2
(略)

(手数料の額)

第十一条の二の三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合 申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額(法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円(電子申請による場合にあつては、一万九千五百円))

イ 法第二十条第一項第一号の認定又は法第三十七条第二号の認定(コンクリート又は膜材料に係るものに限る。)の場合 四万二百円(電子申請による場合にあつては、一万九千五百円)に、別表第二(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ（略）

四〃九（略）

三〃八（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(略)	
(イ)	(ロ)
法第二条第九号の認定に係る評価	建築物の外部の仕上げに用いるものその他第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要があるものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について、発熱性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
建築物の外部の仕上げに用いるものその他第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要があるものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について、発熱性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、不燃性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百二万円
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有する場合	百二十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有害性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、不燃性試験及びガス有害性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百一万円

ロ（略）

四〃九（略）

三〃八（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(略)	
(イ)	(ロ)
法第二条第九号の認定に係る評価	建築物の外部の仕上げに用いるものその他第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要があるものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
建築物の外部の仕上げに用いるものその他第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要があるものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円

令第一条第五号の認定に係る評価		令第一条第六号の認定に係る評価	
(略)	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
百四十一万円		百四十一万円	
百六十二万円		百六十二万円	
五十二万円		五十二万円	
九十四万円		九十四万円	
百十五万円		百十五万円	
九十一万円		九十一万円	
百三十三万円		百三十三万円	
百五十四万円		百五十四万円	
五十二万円		五十二万円	
九十四万円		九十四万円	

令第一条第五号の認定に係る評価		令第一条第六号の認定に係る評価	
(略)	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合
五十二万円		五十二万円	
九十一万円		九十一万円	
五十二万円		五十二万円	
九十一万円		九十一万円	

附 則
この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(略)			
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合
百十五万円	九十一万円	百三十三万円	百五十四万円